

社会福祉法人さざんか福祉会

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さざんか福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 前条に規定する役員等とは、理事・監事・評議員をいう。

(報酬の支給)

第3条 理事会、評議員会、監事監査等の報酬はなしとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は平成30年9月15日から施行する。